

# 第 3 6 回

## 上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 9 年 6 月 2 3 日

上富良野町農業委員会

## 第 3 6 回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成29年6月23日(金) 午後4時00分から午後5時45分

2 場 所 JAふらの上富良野支所 2階役員会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
5	石橋 信次	6	佐藤 良二	7	井村 昭次
8	島田 政志	9	舘尾 雄治	10	長谷川裕見
11	井村 悦丈	12	青地 修		

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第4 議案第1号 農用地の買入協議に係る要請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第5号 土地の現況証明の下付について
- 日程第9 議案第6号 平成28年度上富良野町農地貸貸情報の公開について
- 日程第10 議案第7号 農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について
- 日程第11 議案第8号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について  
(下限面積の設定)

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

## 8 会議の概要

開会（午後4時00分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第36回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。  
8番、島田政志 委員に合わせ、ご唱和ください。

島田委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は11名であります。  
定数に達しておりますので、これより第36回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1、会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、  
8番、島田政志 君、9番、館尾雄治 君、を指名いたします。

---

議 長 日程第2、「報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 報告第1号について、ご説明いたします。  
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報告第1号朗読。

1番、土地の持主は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、借主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在地は、上富良野町〇町〇丁目〇番〇、上富良野町〇〇〇〇番〇〇と〇〇、いずれも田3筆、面積5,390㎡です。賃貸借を解約して、本日の議題の第5条転用の案件となります。この場所については、菅原建設さんが資材置き場として転用して活用したいとのことで今回の解約となりました。

---

議 長 報告第1号について、発言はありますか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

---

議 長 日程第3、「諮問第1号、農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたしま

議 長 す。諮問第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 諮問第1号について、ご説明いたします。  
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成29年6月23日提出 上富良野町長 向山 富夫  
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第1号朗読。

所6番、所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。所在地は上富良野町0000番00から0000番00まで、田5筆、畑1筆、面積52,444㎡の売買です。斡旋の価格については7,359千円です。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号、所6番について、提案に関する補足説明を願います。  
「11番、井村悦丈 委員」

---

井村委員 11番、井村です。所6番について、補足説明いたします。

6月7日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、農協会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇の北側となります。  
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり畑10,000円、田14万と15万円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

井村委員 畑は、2反ぐらい法面になっている。  
川があつて田が湿気るんです。

事務局長 図面で0000番00が畑ですが、法面になっており実際は作付ができない。好ましくない状態なので10,000円となりました。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、諮問第1号、所6番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 「日程第4、議案第1号、農用地の買入協議に係る要請について」の件を議題といたします。

議案第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長

議案第1号について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第16条に基づき、〇〇法人〇〇〇〇による買入が必要と認められるので、上富良野町長に対し、買入協議の要請を行うよう、求める。

平成29年6月23日 提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

要請内容は、離農により、〇〇〇〇さんが売却することになった農地について、農地保有合理化促進事業の担い手支援タイプ事業により、〇〇法人〇〇〇〇と買入調整を行うものです。〇〇〇〇が買入れた後は、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんと5年間の賃貸借契約を結び、期間満了後に売り渡すこととなります。以下、内容を朗読いたします。

所7番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の表示は上富良野町〇〇〇〇番から〇〇〇〇番、田2筆、畑1筆、面積33,471㎡、農地保有合理化事業として〇〇〇〇が買入れる。事業参加予定者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんです。

所8番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田2筆、上富良野町〇〇〇〇番〇〇と〇〇〇〇番〇〇、面積16,032㎡、受け手の予定は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんの予定です。

---

これをもって提案理由の説明を終わります。

議 長

議案第1号について、提案に関する補足説明を願います。

「2番、三好利和 委員」

---

三好委員

2番、三好です。議案第1号について、補足説明いたします。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、1月20日に〇〇地区の斡旋会を実施し、売買が成立したところでしたが、受け手の希望により、〇〇〇〇の合理化事業となって、進めていく。ということです。

所7番、出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
参加予定者、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所8番、出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
参加予定者、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

三好委員 所在地はどちらも〇〇線〇〇号です。

慎重審議のほどよろしく願いいたします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、所7番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号、所8番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第5、議案第2号「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第2号について、ご説明いたします。  
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成29年6月23日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧願います。以下、内容を朗読。

議案第2号1番について

上富良野町0000番00、畑1筆、面積363㎡、出し手は国有地です、〇〇〇〇の所長で〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんです。国有地の未利用地です。〇〇〇〇さんが住宅地に住宅を建てようとして予定したのですが、そこが国の未利用地となっておりましたので払い下げを受ける、合わせて同じ所が農地にもなっているので、農地については農地法第3条許可が必要となり、今回の払い下げの手続きとなりました。

議案第2号2番と3番について、一緒に説明させていただきます。

2番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、3番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、親子です。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん。2番と3番とも受け手は〇〇〇〇さんで、29年6月1日に農地所有適格化法人の設立の登記をされた。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、それぞれの個人名義の農地について農地所有適格化法人への使用貸借とするものです。2番については田2筆、畑12筆、

事務局長 面積76,848㎡、3番が田9筆、畑7筆、面積138,691㎡です。なお、2番で0000番00の内が2箇所ありますが、図面で見ると0000番00は元々の地目は田ですが、〇〇〇〇道路、道道〇〇〇〇線側の所に〇〇が建っている、過去に転用の手続きをとり〇〇を建てたり、道道沿いに小さな〇〇があったり、半分以上が〇〇の施設になっている。農地法の転用許可は取っているが分筆がされていないまま内地番でやっているの、農地台帳上は内地番で両方分けて整理をしているため、今回はこのような記載になりました。

議案第2号4番

出し手、上富良野町〇町〇丁目0000-00の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの息子さんです。場所は〇〇地区の0000番00から0000番00まで、田5筆、面積36,818㎡、土地の所有者は〇〇〇〇さんですが、お亡くなりになっておられますので長女の〇〇〇〇さんが、推定相続人として今回の〇〇〇〇さんとの賃貸契約となりました。

議案第2号5番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、0000番00、畑1筆、面積28,749㎡、賃貸です。

---

議 長 議案第2号、1番、2番、3番について、提案に関する補足説明を願います。  
「6番、佐藤良二 委員」

---

佐藤委員 6番、佐藤です。議案第2号、1番、2番、3番について、補足説明いたします。

1番、国有地の払い下げとなります。

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんの住宅の東側になります。

住宅建設予定の所に、国の用地があったため、住宅用地として払い下げを受けるのに併せて、農地部分も払い下げとなったところです。

2番、出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん

3番、出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん

2番と3番は、〇〇〇〇さんが法人を設立したので、使用貸借とするものです。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号付近と一部〇〇地区となります。

慎重審議をよろしく申し上げます。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第2号2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第2号3番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第2号、4番 について、提案に関する補足説明を願います。  
「8番、島田政志 委員」

---

島田委員 8番、島田です。議案第2号4番について、補足説明いたします。

出し手、〇町〇丁目〇〇〇〇－〇〇の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

この土地は〇〇〇〇さんが耕作したいが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの間で折り合いがつかなくなりまして、5月の末から6月に始めに急遽、〇〇〇〇さんの方で借用することになりました。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号4番について、これより質疑に入ります。

館尾委員 今までの賃貸は相対で借りていたのですか。



島田委員 親戚なので相対でした。

石橋委員 ○○○○さんと○○○○さんの間では正式な契約はなかった。前に調べた時は、○○○  
○さんの方も親戚なので今作ってあげていると言っていた。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号4番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第2号、5番について、提案に関する補足説明を願います。  
「11番、井村悦丈 委員」

---

井村委員 11番、井村です。 議案第2号5番について、補足説明いたします。

出し手、○○線○○号の○○○○さん  
受け手、○○線○○号の○○○○さん  
所在地は、○○地区、○○○○道路の南側となります。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号5番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号5番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第6、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題と  
いたします。  
議案第3号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

---

事務局長

議案第3号について、ご説明いたします。  
農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった次の件について、審議を求める。  
平成29年6月23日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

1番

上富良野町0000番00、田1筆、面積423㎡、土地の所有については〇町〇丁目の〇〇会社〇〇〇〇さん。〇〇地区で農業用倉庫を建設する。農用地区域ですが施設用地として用途変更の手続きをしています。

2番

0000番00の内、ここは土地の公簿が原野ですが、昨年の現況証明依頼がありまして、畑にして欲しい、現地確認をして欲しいとのことで現地確認をした。農業委員会として農地であると現況証明をした。登記は原野ですが農地台帳的には畑となっております。中山間等の事業の関係で農用地区域にも入っております。所有者は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん、〇〇と〇〇の建設で、全部で面積が7,500㎡です。

3番

0000番00の内、地目が畑、1,763㎡、土地の所有者は〇〇線〇〇号0000番地の〇〇会社〇〇〇〇さん、〇〇施設の〇〇を建設する、通路と作業スペースを合わせて1,763㎡です。2番と3番についても農用地区域の関係で農振法の手続きも済んでいる。また、〇〇〇〇への意見聴取については3,000㎡以上のものについて諮問の該当になるので、2番の〇〇〇〇の件について〇〇〇〇の意見聴取をすることになります。

---

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号、1番、2番、3番について、提案に関する補足説明を願います。  
「5番、石橋信次 委員」

---

石橋委員

5番、石橋です。議案第3号、1番、2番、3番について、補足説明いたします。

1番

土地所有者と転用者は、〇町〇丁目の〇〇会社〇〇〇〇さん  
所在地は〇〇地区、〇〇線〇〇号です。  
乾燥施設収納用の農業用倉庫の建設のための転用となっております。

2番

土地所有者と転用者は、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん  
所在地は〇〇の〇〇地区です。  
牛舎、堆肥舎の建設のための転用となっております。

3番

土地所有者と転用者は、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん  
所在地は〇〇の〇〇地区です。  
酪農施設建設のための転用となっております。

慎重審議をよろしく願います。

---

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第3号2番について、これより質疑に入ります。

谷本委員 2番と3番は関連するのか。〇〇会社〇〇〇〇と〇〇会社〇〇〇〇の2社になるのか。

事務局長 別法人です。

谷本委員 社長は同じで。

石橋委員 社長の名前は息子さんの名前。

三好委員 〇〇〇〇さんが経営移譲して〇〇〇〇さんになったのが〇〇〇〇さんで、下の件は〇〇〇〇さんの名義でそのままです。

谷本委員 〇〇〇〇は、最初から〇〇〇〇さんの名前でしたか。

長谷川委員 美瑛でやっているのも、〇〇〇〇さんでしたか。

谷本委員 美馬牛ですね。

石橋委員 〇〇に建てた時から、〇〇〇〇です。

事務局長 〇〇〇〇さんは平成〇〇年〇〇月〇〇日制定、平成〇〇年〇〇月〇〇日改正。〇〇〇〇さんは平成〇〇年〇〇月〇〇日設立です。

谷本委員 わかりました。別々の会社ですね。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、意見聴取することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第3号3番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第7、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第4号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第4号について、ご説明いたします。  
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求めます。  
平成29年6月23日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修  
審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

1番

0000番00の内地番、地目が田、面積2,632㎡、使用貸借です。転用の目的は土捨場、土地の所有者は上富良野町〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん、転用者は上富良野町〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇会社さん、道道〇〇〇〇線から〇〇〇〇さんの方へ入る所に〇〇〇〇さんの農地があります。29年の3月に町の工事残土を入れる事で許可済みの所、2,525㎡が現在許可済みとなっている。ここが終わった後に、その横、今回申請となる2,632㎡に別の現場から出てくる残土を入れたいとの申請です。

2番

上富良野町〇町〇丁目0000番00と上富良野町0000番00と00、田3筆、面積5,390㎡、売買、資材置場の予定です。土地の所有については〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、転用者については〇町〇丁目の〇〇〇〇会社さんです。〇〇〇〇さんの資材置場、土砂置場、重機置場等の建設です。場所については〇〇〇〇の西側と〇〇〇〇との間の所、〇〇〇〇さんの横になります。〇〇〇〇さんの農地ですが、赤い部分が農地なので転用の許可申請です。黄色い薄い線で囲っている所がありますが、ここは農地以外の原野です。扱的にはここも〇〇〇〇さんが取得されて重機置場等に利用したいとのこと。今回の申請については農地の部分だけになりますが、全体計画につきましては重機等の置場も合わせて設置をしたい申請になっている。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第4号1番 について、提案に関する補足説明を願います。  
「9番、館尾雄治 委員」

---

館尾委員 9番、館尾です。議案第4号1番について、補足説明いたします。

館尾委員 土地所有者、上富良野町〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん、  
転用者、上富良野町〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇会社さんです。  
  
町の工事残土を〇〇〇〇さんの農地に入れるもので、1年間の一時転用です。  
慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

島田委員 今、1年間と言いましたが、農地転用は1年更新でしたか。

事務局長 一時転用なので3年以内です。工事の土量、現場的に1年もあれば終わるだろうとのこと。

議 長 期日は決めるよね。

事務局長 土砂搬入等の一時転用については、火山灰採取も含めて3年以内の縛りがあります。

議 長 工事期間は決まっている。

谷本委員 来年の6月30日までです。

議 長 長引いたからといって、3年を超えてないから手続きをしなくてもよいとはならない。

館尾委員 長引いた場合は再申請です。

事務局長 基本的に延長も認められないので、3年経ったら全部一回綺麗にする約束です。

谷委員 一旦、農地に戻してから考える。農地に戻さなければなりません。

議 長 転用は期限が切れたら、一度、現況に戻しなさいというのが原則だから。

他にありませんか。

「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、意見聴取することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第4号2番について、提案に関する補足説明を願います。  
「11番、井村悦丈 委員」

---

井村委員 11番、井村です。議案第4号2番について、補足説明いたします。

井村委員 所有者、○町○丁目の○○○○さん  
転用者、○町○丁目の○○○○会社さん  
所在地は○町○丁目となります。

○○○○さんの資材置場建設ということで転用申請となりました。  
転用には問題ないと思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号2番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、意見聴取することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第8、議案第5号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。  
議案第5号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第5号について、ご説明いたします。  
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。  
平成29年6月23日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

1番

土地の所在○○○○番○○の内地番、公簿の地目は山林です、面積は33,000㎡、  
土地の所有者は○線○号の○○○○さん、経営移譲しておりまして申請は○○○○  
さんです。昨年、平成28年6月に林地開発として農地とされた現地です。

2番

上富良野町○○○○番○○、公簿の地目は田です、面積は568㎡、土地の所有者は○  
線○号の○○○○さん。平成11年に倉庫建設の為、内地番で4条転用の許可をもら  
いまして農業用倉庫を建設されましたが、分筆をしておりませんでしたので当然地目  
変更もできなかった。今回分筆をされたので地目変更登記をしたいということで証明の  
依頼となりました。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第5号、1番について、提案に関する補足説明を願います。

11番、井村悦丈 委員

---

---

井村委員 11番、井村です。6月7日に館尾委員、島田委員とともに現地調査を行いました。

所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、申請者は〇〇〇〇さん  
所在地は〇〇地区、〇〇〇〇道路の奥となります。  
只今、事務局から説明があったとおりです。  
昨年林地開発し、農地となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

島田委員 一緒に現地確認をしたのですが、今回、申請されているのは水色の所ですよね。麦は赤の所の全部に撒かれていましたよね。

事務局長 今回の証明、林地開発の許可を取った所は青い線の中だけです。

島田委員 近い内に次の分が出てくるのか。

事務局長 次の分はわかりませんが、今回の証明で現地を確認したのは水色の中だけです。

館尾委員 全部見たわけではないけど、3町ではない。

谷本委員 町でみるのは1町未満で、これは北海道へ申請している。これから順々に出すかと。

長谷川委員 出すか出さないかは〇〇〇〇さんしただいだから。

島田委員 山林に麦を撒いても。

長谷川委員 このままで通すかもしれません。

事務局長 今回の水色の線で囲ってある所は、〇〇〇〇さんから聞き取りした時もこのような枠組みでした。北海道の林地開発の許可を取った図面についてもだいたい同じ括りでした。〇〇〇〇番〇〇の内地番なので登記まではいかない。

島田委員 何年後に全部開発し終えたら登記を変えようということか。

事務局長 何年後に林地開発の予定があるかわかりません。

島田委員 耕作している面積は、耕作しているように申請された方がいいかと。

事務局長 農業委員会が現況証明で畑と証明したら畑としてなる。

議 長 現況と面積が実際に合わない所はたくさんあります。

島田委員 山林に麦を撒いてもいいのですか。撒いてある所全部を1回に申請してくれれば問題ないのですが、半分だけを今回申請したよとなると山林に麦を撒いていることになる。

議 長 原野を今は畑で使っているから現況証明を出してくれとなる。

議 長 他になにかありませんか。

「なしの声あり」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第5号、2番について、提案に関する補足説明を願います。  
5番、石橋信次 委員

---

石橋委員 5番、石橋です。6月15日に島田委員、佐藤委員とともに現地調査を行いました。

所有者は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
所在地は〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

過去に〇〇〇〇さんが所有していて、転用許可を受けて農業用倉庫を建設したところで  
す。今回、所有者が〇〇〇〇さんになっておりますけど、倉庫の部分だけを更に分筆  
をしました。今回の分筆により地目変更登記をするものです。

現地確認の結果、農地以外として支障ないと思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号2番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第9、議案第6号「平成28年度上富良野町農地賃貸借料情報の公開について」の  
件を議題といたします。  
議案第6号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第6号について、ご説明いたします。



事務局長 平成28年度上富良野町農地賃貸借料情報の公開について、平成28年1月1日から平成28年12月31日の1年間に締結された賃貸借における農地賃貸借料水準（10a当り）の公開について審議を求める。

平成29年6月23日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

賃貸借料平均額の算定あたっては、田と畑ごとに10a当りの賃貸借料の件数の加重平均としています。農地法第52条に基づき、賃貸借料情報を町のホームページ等で公開していきます。

ご審議、よろしく願いいたします。

---

議長 これより質疑に入ります。

谷委員 最高額はいくらですか。

事務局長 田は12,000円です。

谷委員 畑はいくらですか。

事務局長 畑は。今、資料がありません。

谷委員 後で教えてください。

議長 他にありませんか。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第10、議案第7号「農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について」の件を議題といたします。  
事務局より、議案第7号を説明いたします。「事務局」

---

事務局 議案第7号について、ご説明いたします。  
平成28年度農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに平成29年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について審議を求める。

この点検評価及び活動計画の策定にあたっては、平成28年の農林水産省「農業委員会事務の実施状況等の公表について」通達により、取り組むことになっております。

評価・点検並びに活動計画について、説明いたします。

---

- 
- 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
- これより質疑に入ります。
- 島田委員 違反転用の件ですが、事業者が倒産した後どのようなアクションをされているのか。
- 事務局 今のところは、振興局との調整段階でしかありません。
- 議 長 北海道の管轄です。
- 島田委員 事業者が倒産したのはやむを得ない。しかし、何かアクションをしなければならないかと。
- 長谷川委員 地元の農業委員会としては、どうすることも出来ないかと。相手がどのように動いてくれるのか。最初の経営者と一族はお亡くなりになられた。会社の名前はあるが違う人が経営している。
- 島田委員 転用者と所有者は一緒でしたか。所有者が違うなら何かアクションしないとイケないですよ。転用者と所有者が一緒だったらやむを得ないかと。倒産して経営者もいないとなると。所有者が別にいたとしたら。
- 長谷川委員 所有者というか、農地なので名義は変えられないから、〇〇〇〇のご存命の方の名義がそのままであると。
- 議 長 転用の許可を取ったのは違う人です。一時転用で土を採取して、元の畑として戻しますが倒産によって進んでいない。
- 島田委員 その辺は理解できてますけど。だからといって何年もなげておく訳にはいかないかと。道に移っちゃうと動きが止まってしまうかと。上富良野町農業委員会として何かアクションできる事はないのかと。
- 舘尾委員 町で復元してくださいと指導しているが、やらなくて、何だかんだしているうちに倒産してしまった。
- 谷委員 道の農業会議に何度も電話して聞いてみたが、こんな案件は話になりません。誰も知らない。地元で解決するしかない。解決するとした。互いに相手がいって、貸し手も借り手もいてなら話はつきやすいが、この件は違う。行政だってどうにもできない。農業委員会事務局だけではどうにもならない。
- 島田委員 それでも、案件が残っているのであれば、書面か何かで会社が既存しているのであれば、1年に1回ぐらいは復元してくださいと文書を出さないと。
- 議 長 それは10年も前から出している。
- 島田委員 アクションがされていけばいいですけど。
- 谷委員 農業委員会会長だけではなく、行政も一緒になってやらなければならない。
- 議 長 上からの指導に沿ってしか動けない。勝手に何かやって何か問題が起きた時、責任を取れますかと言われてたら無理です。指導を仰いだことしか出来ない。単独では出来ない。

議 長 他にありませんか。

石橋委員 3月31日現在と4月1日現在で1日違いですが、農家戸数とか農業センサスの数字ですよね。農業センサスは4年に1回ですよね。何年のデータで出てるのか。

事務局 2012年に公表された数字のはずです。2016年に集約されて公表されたのが2017年です。

石橋委員 3月31日現在の数字は、前回の数字でいいですか。

事務局 はい。前回の農業センサスの数字です。

議 長 他にありませんか。

議 長 基本構想水準到達者とは何でしょうか？

事務局 その意味までは確認をしておりません。人数のみを確認しました。

島田委員 農業概要の件ですが、耕地面積は農地転用とか宅地に変わったりしているから数字が変わると思いますが、同じ面積ですか。

事務局 耕地面積については、農林業センサスの数字を引用しております。

議 長 他にありませんか。

長谷川委員 遊休農地が0ですが。

議 長 0です。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第7号 を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました

---

議 長 日程第11、議案第8号「農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について」の件を議題といたします。  
議案第8号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第8号について、ご説明いたします。  
農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定（別段の面積の設定）について審議を求める。

平成29年6月23日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

事務局長 審議資料として、2015農林業センサスを添付してございます。農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっております。以下、内容を朗読。

上富良野町につきまして町内全域を2haとして、別段の設定はしておりません。20

15年のセンサスで上富良野町の総農家戸数は282戸、その内2ha未満の農家戸数が27戸と全体の4割に満たないということで、例年どおり2haということで面積を定めたい。

---

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第36回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

---

事務局 全員ご起立ください。 「礼」

---

以上、報告1件、諮問1件、議案8件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後5時45分

---

上記第36回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成29年6月26日

上富良野町農業委員長 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_